

## 益田市農業委員会第18回総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月26日(火) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 益田市役所 大会議室
3. 農業委員(出席15名)(欠席1名)
  - 1番 又賀 保(出) 2番 大畑 美里(出) 3番 須藤 寿人(出)
  - 4番 吉村 太(出) 5番 大庭 清(出) 6番 齋藤 浩文(出)
  - 7番 御神本康一(出) 8番 田中 綾(出) 9番 佐原 晃子(出)
  - 10番 領家 耕一(出) 11番 松本 幸夫(出) 12番 谷本 大輔(出)
  - 13番 柳田 継男(出) 14番 豊田 志摩(出) 15番 宮川 有衣(欠)
  - 16番 西川 友史(出)
4. 農地利用最適化推進委員(出席19名)(欠席5名)
  - 1番 増野 六彦(出) 2番 三輪 昌義(出) 3番 澁谷 記幸(出)
  - 4番 澤江 浩一(出) 5番 山根 健治(出) 6番 寺戸 康人(出)
  - 7番 三浦 尚人(欠) 8番 田原 勝美(欠) 9番 野村 浩三(出)
  - 10番 寺戸豊太郎(欠) 11番 塩満 文雄(出) 12番 河野 正憲(出)
  - 13番 青木 伸爾(出) 14番 中村 敏幸(出) 15番 椋木 昭雄(出)
  - 16番 長谷川孝明(欠) 17番 豊田 繁雄(出) 18番 中島秀一郎(出)
  - 19番 宮内 英之(出) 20番 椋木 孝光(出) 21番 岡崎 定佳(出)
  - 22番 渡邊 豊孝(出) 23番 河野 光好(出) 24番 三浦 和顕(欠)
5. 提出議案
  - 議第87号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議第88号 農地法第4条第1の規定による許可申請について
  - 議第89号 農地法第5第1の規定による許可申請について
  - 議第90号 農地でないことの確認について
  - 議第91号 農用地利用集積計画の決定について
  - 報第69号 農地法第3の3規定による農地等の権利取得の届出について
  - 報第70号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
  - 報第71号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
6. 議事に参加した職員  
(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、岩本主事

7. 議事の概要

<p>西川友史会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今より第 18 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名につきましては、1 番の又賀保委員、2 番の大畑美里委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の欠席委員は、農業委員が 15 番宮川有衣委員、農地利用最適化推進委員が、7 番三浦尚人委員、8 番田原勝美委員、10 番寺戸豊太郎委員、16 番長谷川孝明委員、24 番三浦和頭委員でございます。</p> <p>そういたしますと「議第 87 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番 かもしま東町</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま東町の畑 1 筆 358 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢で耕作困難なため、譲り受け事由は、母より譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2 番大畑です。現地確認は 11 月 13 日に又賀委員と行いました。申請地は、〇〇の近くです。高齢になり耕作困難となったため、娘へ贈与するという事です。特に問題はないと思います。ご確認の程よろしくお願ひします。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>2 番 高津一丁目</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、高津一丁目の畑 2 筆 588 平方メートルです。譲り渡し事由は、隣接する住宅と共に譲渡し管理してもらうため、譲り受け事由は、隣接する宅地と共に譲り受け、耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
<p>須藤寿人委員</p>	<p>3 番須藤です。現地確認は 11 月 16 日に澁谷委員と行いました。申請地は 191 から〇〇に向けていく道の突き当りになります。譲受人は申請地の上の農地を持っておられまして、譲渡人から申請地を貰ってもらえないだろうかと相談があったため出てきた案件でございます。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>3 番 高津一丁目</p>

事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、高津一丁目の畑1筆 114平方メートルです。譲り渡し事由は、相続人全員が相続放棄したため、譲り受け事由は、近所に居住しており譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
須藤寿人委員	<p>3番須藤です。現地確認は11月16日に澁谷委員と行いました。申請地は〇〇の裏の道を少し行ったところになります。相続人が全員、相続放棄をされ、荒れ気味になっている農地を、近所に迷惑をかけないように譲り受けて管理していくということです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>4番～5番 遠田町 関連があるため一括での説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、遠田町の田2筆 2,481平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢等により耕作が困難なため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作面積の拡大を図るためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
吉村太委員	<p>4番吉村です。現地確認は11月15日に澤江委員と行いました。4番に関しましては、今まで貸し借りの契約をしていた農地を、所有権移転するというものです。5番に関しましては、今まで貸し借りの契約はしていなかったんですが、譲受人に作ってもらっていたということで、この度4番の農地と併せて譲り受けるということです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます</p>
西川友史会長	<p>6番 横田町</p>
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の畑1筆 238平方メートルです。譲り渡し事由は、県外に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣地に居住しており譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>

領家耕一委員	10番領家です。現地確認は11月24日に青木委員と行いました。申請地は、〇〇から〇〇を挟んだ向かい側になります。今までも管理してもらっていたところを譲り渡して、耕作してもらおうということです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願います
西川友史会長	7番 横田町
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田及び畑 5筆 計2,477平方メートルです。譲り渡し事由は、申請地を相続したが耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接する宅地と一緒に譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しく願います。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
領家耕一委員	10番領家です。現地確認は10月20日に青木委員と行いました。申請地は、〇〇の裏にある田と、譲渡人の自宅の近くにあります。隣接する宅地と一緒に買い受けるということでございます。ご審議の程よろしく願います。
西川友史会長	8番 匹見町匹見
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、匹見町匹見の畑2筆 2,384平方メートルです。譲り渡し事由は、隣接する宅地と併せて譲渡するため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しく願います。</p>
西川友史会長	<p>西川です。11月21日に匹見地区の委員全員で現地確認を行いました。申請地は空き家バンクに登録されていた宅地に付随する農地でございます。譲受人は最近、匹見の方へIターンで来られた方で、宅地とともに買い受けて耕作していくということです。柚子やブルーベリーなどを栽培されるということで、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願います。</p> <p>本日の3条申請につきましては以上8件でございます。</p> <p>ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方お気づきの点、またご意見がありましたら、お出しいただきたいと思っております。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そういたしますと、「議第87号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。</p> <p>続きまして、「議第88号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

事務局	<p>1番 中吉田町</p> <p>土地の所在は、中吉田町の畑 1筆 217平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は合併浄化槽を設置し既存の側溝に接続します。資金証明については金融機関の融資証明書及び土地売買契約書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。</p>
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認は11月13日に大畑委員と行いました。申請地は〇〇の北側にある農地です。親から相続した農地を宅地に転用したいということです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>本日の4条申請につきましては以上1件でございます。</p> <p>ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方お気づきの点、またご意見がありましたら、お出しいただきたいと思っております。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そういたしますと、「議第88号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。</p> <p>続きまして、「議第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>1番 東町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、東町の畑 1筆 197平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。</p>
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認は11月13日に大畑委員と行いました。転用して駐車場にするということです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>2番 乙吉町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、乙吉町の畑 1筆 19平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。雨水は地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p>

	ご審議の程宜しく願います。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は11月13日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の隣です。昭和55年頃から駐車場として使用しているため申請がありました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願います。
西川友史会長	3番 中吉田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中吉田町の畑 1筆 1,809平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、貸家で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は合併浄化槽を設置し既存の側溝に接続します。資金証明については金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しく願います。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
又賀保委員	1番又賀です。現地確認は11月13日に大畑委員と行いました。申請事由は貸事務所を設置するためです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願います。
西川友史会長	4番 中吉田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中吉田町の畑 1筆 812平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、資材置場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しく願います。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は11月13日に又賀委員と行いました。〇〇と〇〇のちょうど中間あたりのところです。申請事由は資材置き場として使うため、雨水は地下浸透です。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願います。
西川友史会長	5番 かもしま北町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま北町の畑 1筆 423平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については金融機関

	<p>の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認は11月13日に大畑委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。宅地造成して売りたいということです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>6番 高津一丁目</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、高津一丁目の畑 1筆 641平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し既存の側溝に接続します。資金証明については金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
須藤寿人委員	<p>3番須藤です。現地確認は11月16日に澁谷委員と行いました。申請地は〇〇裏の道沿いにあります。この譲受人は高津の色々な場所を宅地造成して売っておられる方だそうです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>7番 安富町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、安富町の田 3筆 1,453平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
領家耕一委員	<p>10番領家です。現地確認は11月24日に青木委員と行いました。白地の農地で、周りにも太陽光発電が設置してあります。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>本日の5条申請につきましては、以上7件でございます。事務局からの説明、また担当地区委員から調査報告ございました。何かお気づきの点、御意見ございましたらお出しいただきたいと思います。</p>
谷本大輔委員	<p>谷本です。この申請書の地図というか図面がぐちゃぐちゃなんですけど、これはどういったものなんでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらは申請された書士さんがこういった図面を持ってこられまして、本</p>

	<p>来であればゼンリンなどもっと分かりやすいものを付けてもらうんですが、この案件に関しましてはこれしか資料がなかったため、こちらの資料を添付していただいております。</p>
谷本大輔委員	<p>分かりました。</p>
西川友史会長	<p>他によろしいでしょうか。そういたしますと、「議第 89 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を承認の扱いとさせていただきます。続きまして「議第 90 号、農地でないことの確認について」を議題といたします。</p>
	<p>1 番 乙子町</p>
事務局	<p>申請地は乙子町の 1 筆 641 平方メートルです。昭和 60 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
吉村太委員	<p>4 番吉村です。現地確認は 11 月 14 日に山根委員と行いました。申請地は〇〇の近くになります。申請地にもあるように昭和 60 年から耕作しておらず、山林化しておりましたので農地復旧は不可能だと思われまます。ご審議の程よろしく申し上げます</p>
西川友史会長	<p>2 番 匹見町紙祖</p>
事務局	<p>申請地は匹見町紙祖の 2 筆 1,110 平方メートルです。平成初期から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>西川です。現地は完全に山林化しており、とても入れるような場所ではなかったため、行けるところまで確認をいたしました。農地への復旧は不可能だと思われまます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	<p>本日の非農地証明願、以上 2 件でございます。事務局からの説明、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。</p>
	<p>(なし、の声)</p>
	<p>よろしいでしょうか。そういたしますと、「議案の 90 号 農地でないことの確認について」を承認の扱いとさせていただきます。続きまして「議第 91 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
	<p>まず初めに議事参与のある案件から協議したいとおもいます。 (参与委員：佐原晃子委員退出)</p>
	<p>10 番～12 番 美都町都茂</p>
事務局	<p>申請地は、美都町都茂の田 7 筆 2,704 平方メートルです。</p>

	5年4ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
塩満文雄委員	美都地区の塩満です。現地確認は11月20日に田中委員、佐原委員、河野委員と行いました。申請地は美都町都茂上、〇〇にあります。今までは相対契約でやられていましたが、耕作者が高齢になり、遊休農地となる期間がありました。その後基盤整備を行い、この度〇〇さんが借りることとなりました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。
西川友史会長	事務局からの説明、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。
	(なし、の声)
	よろしいでしょうか、そういたしますとこの案件については承認の扱いとさせていただきます。
	続きまして、1番から順に協議したいと思います。
	1番 久城町
事務局	申請地は、久城町の畑1筆 251平方メートルです。 4年1ヶ月の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
三輪昌義委員	推進委員の三輪です。現地確認は11月4日に行いました。申請地は〇〇の中にありまして、柿が植えてあります。所有者さんがこれ以降の管理は難しいということで借りて作ってもらおうということです。特に問題はないと思います。以上です。
西川友史会長	2番～6番 借り手が同じですので一括での説明をお願い致します。
事務局	申請地は、美濃地町の田13筆 14,705平方メートルです。 5年1ヶ月及び17年1ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
中島秀一郎委員	美濃地区担当の中島です。現地確認は11月21日に谷本委員と行いました。〇〇に集積するということです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。
西川友史会長	7番 有田町
事務局	申請地は、有田町の田1筆 2,608平方メートルです。 5年1ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
中島秀一郎委員	美濃地区担当の中島です。現地確認は11月21日に谷本委員と行いました。

員	この案件は相対契約でやっていたものを公社契約に切り替えるというものです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
西川友史会長	8番～9番 借り手が同じですので一括での説明をお願い致します。
事務局	申請地は、白上町の田 10筆 7,230平方メートルです。 6年1ヶ月の使用貸借権設定です。
岡崎定佳委員	中西地区の岡崎です。8番の案件は、所有者の農機具が壊れまして、新たに購入するまでは借りて作っていただくということです。9番の案件は、今までは近所の方に作ってもらっていたそうですが、これ以降はできないということ言われたそうで、中間管理事業を活用して貸し借りをするそうです。特に問題はないと思います。
西川友史会長	本日の一括の新規申請は以上 8 件でございます。再設定も含めまして何か皆さん方でお気づきの点ございましたらお出し頂きたいと思います。  (なし、の声)  そういったしますと「議第 91 号集積計画の一括方式について」も承認の扱いとさせていただきます。 議事は以上終了でございます。続きまして報告事項の 69 号から順次報告をお願いします。
事務局	「報第 69 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は、26 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 8 件です。  「報第 70 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」届出件数は、4 件です。解約理由は、1 番から 2 番は所有権移転のため、3 番から 4 番は新たな担い手へ契約変更するため、合意解約が成されたものです。  「報第 71 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は 10 件です。解約理由は、1 番は所有権移転のため 2 番から 3 番は農地転用を行うため、4 番から 9 番は契約内容の変更のため、10 番は耕作者の変更のため、それぞれ合意解約がなされたものです。  報告は以上でございます。
西川友史会長	先ほど事務局から報告事項の説明がございました。この中で、何か皆さん聞いてみたいことがございましたらお出し頂きたいと思います。  (なし、の声)  それではないようですので、第 18 回総会を終わりたいと思います。  閉会  以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証明するために署名する。

会 長

1 番

2 番